

認知症希望大使「四日市市認知症フレンドリー大使」募集要領

1 目的

「認知症施策推進大綱」（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定）及び「四日市市認知症フレンドリー宣言」（令和4年8月23日発表）に基づき、認知症当事者（以下、「当事者」という。）や家族が、住み慣れた地域でいきいきと安心して希望を持って暮らし続けることができる「認知症フレンドリーなまち」の実現に向けて、当事者自身からの発信を通じて、認知症に対する関心や正しい理解を深めるための活動を行う「四日市市認知症フレンドリー大使」（以下「大使」という。）を設置する。

2 任期

委嘱を受けた年度の翌年度末までとする。（任期途中の退任及び任期満了後の再任は妨げません）

3 募集人数

若干名

4 活動内容

大使の希望や体調に合わせ、次の活動を行うものとする

(1) 市が行う認知症の普及啓発活動への参加・協力

市が開催するイベント等での講演、広報誌等への寄稿、広報映像等への出演、その他の普及啓発活動を行う。

(2) 市が行う研修への協力

市が開催する医療従事者、介護サービスを提供する施設や事業所の従事者、学校、企業等に対する認知症対応力向上のための養成研修での講演等を行う。

(3) 認知症サポーター養成講座の講師であるキャラバン・メイトへの協力

キャラバン・メイトが講師を務める当該講座において、自らの体験や希望、必要としていること等を発信する。

(4) 市が行うその他の活動への協力

市と大使が協議のうえ、必要と認めた(1)から(3)以外の活動であっても、市と大使が協議のうえ、必要と認めた場合は、その活動を行うことができる。

(5) 市以外の者から依頼を受けた活動への協力

市以外の者から協力依頼があった活動については、市と大使が協議のうえ、必要と認めた場合には、その活動を行うことができるものとする。ただし、以下の各号に該当する活動は除外するものとする。

① 営利を目的として行われる活動

② 政治的・宗教的活動として行われる活動

③ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある活動

④ 暴力団、暴力団員又はその関係者が関与している活動

4 謝礼

- (1) 市が依頼する活動については、無償とするが、活動内容によっては、謝礼を支払う場合がある。その場合は、原則市が別途定める基準による。
- (2) (1)以外の活動については、依頼元の基準による。

5 応募要件

次の要件を満たす方

- (1) 市内在住であること
- (2) 認知症の診断を受けていること
- (3) 当事者や家族の希望につながる認知症の普及啓発に意欲があり、市と協力・連携ができること
- (4) 氏名・年代・略歴・顔写真を原則、公表できること
- (5) 活動先に単独で移動ができる、又は移動時に同行者がいること。前述以外の場合、第三者が同行することに承諾できること

6 応募方法

(1) 提出書類

別紙「四日市市認知症フレンドリー大使応募用紙」を市ホームページからダウンロードいただき、提出ください。ダウンロードが難しい場合は、市健康福祉部高齢福祉課までお問い合わせください。

(2) 提出期限

令和6年7月19日(金)【必着】

(3) 提出方法

持参または郵送でご提出ください。

※ 持参する場合の受付時間は、土日祝日を除く午前8時30分～午後5時15分まで。

提出先

〒510-8601

四日市市諏訪町1-5

健康福祉部 高齢福祉課 地域支援係(四日市市役所3階)

電話:354-8170

7 決定方法

応募書類の内容を審査し、面談後決定します。委嘱の可否については、書面にてご連絡いたします。また、委嘱にあたり市ホームページ等での掲載や発表を予定しています。

※ 面談の詳細につきましては、後日応募者にご連絡いたします。

※ 面談に参加しない方は、辞退したものとみなします。出席に係る費用につきましては、応募者の負担とします。